

青森県報

第十九百六十五号 平成十三年十二月二十八日(金曜日)

目次

規則

- 青森県農業協同組合合併助成条例施行規則の一部を改正する規則

(改団体経営善課) 一

告示

○青森県農業協同組合合併助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月二十八日

規則

○青森県農業協同組合合併助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

- 小売物価統計調査の調査品目

(統計課) 二

公 告

- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

(文化・スポーツ振興課) 三

- 大規模小売店舗の変更の届出

(経営振興課) 三

- 第七次青森県職業能力開発計画の概要の公表

(労政・発展課) 四

出先機関

- 道路の位置の指定

(土木事務所) 七

選挙管理委員会

第四条中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第一号中「こえない」を「超えない」に改め、同条第二号中「こえない」を「超えない」に、「第十条第一項第一号及び第二号」を「第十条第一項第一号及び第三号」に、「あわせ行なう」を「併せ行う」に改める。

附則

この規則は、平成十四年一月一日から施行する。

- 海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

(事務局) 七

公安委員会

- 型式の検定適合遊技機

(企画安全課) 七

告示

青森県小売物価統計調査規程（昭和三十二年七月青森県告示第四百八十九号）第四条の規定により、小売物価統計調査の調査品目を次のとおり定める。

平成十三年十二月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

調査品目

うるち米 もち米 食パン あんパン ゆでうどん 干しうどん スバゲッティ
即席めん 生中華めん 小麦粉 もち まぐろ あじ いわし かつお カレイ さけ さば さんま たい ぶり いか たこ えび あさり かき（貝） ほたて貝 塩さけ たらこ しらす干し 干しあじ 丸干しいわし ししゃも 煮干し さつま揚げ ちくわ かまばこ かつお節 魚みそ漬 塩辛 あさりつくだ煮 まぐろ缶詰 牛肉 豚肉 鶏肉 レバー ハム ソーセージ ベーコン 牛乳 粉ミルク バター チーズ ヨーグルト 鶏卵 キャベツ ほうれんそう はくさい ねぎ レタス もやし ブロッコリー アスパラガス かんしょ ばれいしょ さとも だいこん にんじん ごぼう たまねぎ れんこん ながいも えだまめ さやいんげん かばちゃ きゅうり なす トマト ピーマン 生しいたけ えのきだけ しめじ あずき 干しいたけ のり わかめ こんぶ 豆腐 油揚げ 納豆 こんにゃく 梅干し たくあん漬 はくさい漬 キムチ 福神漬 こんぶつくだ煮 スイートコーン 缶詰 りんご みかん レモン グレープフルーツ オレンジ いよかん なし ぶどう かき（果物） もも すいか メロン いちご さくらんぼ バナナ キウイ フルーツ みかん缶詰 食用油 マーガリン 食塩 しょう油 みそ 砂糖 醋 ソース トマトケチャップ マヨネーズ ジャム 即席カレー 即席スープ 風味調味料 液体調味料 ふりかけ 混ぜごはんのもと ようかん まんじゅう だいふく餅 カステラ ケーキ シュークリーム プリン ゼリー ビスケット あめ 塩せんべい かわらせんべい チョコレート 落花生 チューリングガム アイスクリーム ポテトチップス弁当 サンドイッチ おにぎり 冷凍調理ピラフ うなぎかば焼き 野菜サラダ 煮豆 コロッケ 豚カツ からあげ 冷凍調理コロッケ 調理カレー ぎょうざ 緑茶 ウーロン茶 紅茶 コーヒー豆 コーヒー飲料 インスタントコーヒー 果実飲料 野菜ジュース コーラ 乳酸菌飲料 スポーツドリンク ミネラルウォーター 清酒 焼酎 ウイスキー ぶどう酒 ビール 発泡

酒 かけうどん 中華そば スpagetti (外食) すし 親子どんぶり 天どん

牛どん カレーライス ぎょうざ (外食) ハンバーグ えびフライ お子様ランチ サンドイッチ (外食) ハンバーガー ピザパイ (配達) コーヒー ビール (外食) 学校給食費 家賃 浴槽 温水洗浄便座 給湯機 板材 塗料 費表取替費

板ガラス取替費 ふすま張替費 大工手間代 左官手間代 植木職手間代 塀工事費 水道工事費 ルームエアコン取付け料 プロパンガス 灯油 水道料 自動炊飯器 電子レンジ 電気ポット ガステーブル ガス湯沸器 電気冷蔵庫 電気掃除機 電気洗濯機 ミシン 電気アイロン ルームエアコン 石油ストーブ 電気ごたつ 電気カーペット 整理だんす 洋服だんす 座卓 食堂セット 食器戸棚 目覚まし 時計 萤光灯器具 カーペット 上敷ござ カーテン ベッド 洋掛布団 毛布 敷布 布団カバー 飯茶わん皿 コーヒーウィン皿 ガラスコップ ワイングラス 台所用密閉容器 なべ やかん たわし レンジ台 净水器 萤光ランプ タオル ビニールホース ヘルスメーターラップ ちり紙 台所用洗剤 洗濯用洗剤 殺虫剤 防虫剤 芳香剤 柔軟仕上剤 家政婦給料 清掃代 下水道料金 モップレンタル 料 振袖 袋帯 背広服 男子上着 男子ズボン 男子スリーシーズンコート 男子学生服 ワンピース 婦人スーツ スカート 婦人スラックス 婦人オーバー 婦人ブレザー 女子学生服 男児ズボン 女児スカート 乳児服 ワイシャツ スポーツシャツ 男子セーター 婦人ブラウス 婦人Tシャツ 婦人セーター 子供Tシャツ 子供セーター 男子シャツ 男子ブリーフ 男子ズボン下 男子パジャマ ブラジャー 婦人ショーツ スリップ 子供シャツ 婦人服地 男子背広服地 毛糸 野球帽 ネクタイ 男子靴 婦人靴 運動靴 子供靴 婦人草履 婦人サンダル 仕立代 洗濯代 靴修理代 被服販借料 感冒薬 胃腸薬 ビタミン剤 ドリンク剤 皮膚病薬 はり薬 目薬 口中剤 漢方薬 治用剤 生理用紙綿 紙おむつ 眼鏡 コンタクトレンズ 体温計 血圧計 コンタクトレンズ用剤 診察料 (国民健康保険) 入院料 自動車免許手数料 電話機 運送料 P.T.A会費 中学校授業料 高等学校授業料 大学授業料 (公・私立大学) 短期大学授業料 幼稚園保育料 テレビ代 ボールペン 鉛筆 マーキングペン ノートブック O.A用紙 アルバム セロ

ハン粘着テープ 筆入れ ゴルフボール サッカーボール グローブ ゴルフクラブ
 テニスラケット 錆ざお トレー ニングパンツ 水着 人形 がん具自動車 組立
 がん具 家庭用テレビゲーム機 フィルム 切り花 ペットフード 園芸用土 植木
 鉢 ミニディスク ビデオテープ 乾電池 新聞代 (地方・ブロック紙) 月謝 自
 動車教習料 映画観覧料 ゴルフ練習料金 ゴルフプレー料 テニスコート使用料
 プール使用料 ポウリングゲーム代 マージャン遊技料 美術館入館料 (公立) カ
 ラオケルーム使用料 写真焼付代 ビデオソフトレンタル料 獣医代 入浴料 理髪
 料 パーマネント代 ヘアカット代 ヘアカラーリング代 電気かみそり 齒ブラ
 シ 化粧石けん シャンプー 歯磨き ヘアーリンス ヘアカラーリング代 整髪料 ヘア
 トニック クリーム 化粧水 ファンデーション 口紅 乳液 男子洋傘 通学用か
 ばん ハンドバッグ 旅行用かばん 指輪 腕時計 ハンカチーフ 時計修理代 印
 鑑証明手数料 戸籍抄本手数料 パスポート取得料 保育所保育料 通所介護料

附則

1 この告示は、平成十四年一月一日から施行する。
 2 昭和六十年二月二十八日青森県告示第百五十九号（小売物価統計調査の調査品目）
 は、廃止する。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証
 の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあつた年月日

平成十三年十二月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人プロ・ワークス十和田

三 代表者の氏名

ハン粘着テープ 筆入れ ゴルフボール サッカーボール グローブ ゴルフクラブ
 テニスラケット 錆ざお トレー ニングパンツ 水着 人形 がん具自動車 組立
 がん具 家庭用テレビゲーム機 フィルム 切り花 ペットフード 園芸用土 植木
 鉢 ミニディスク ビデオテープ 乾電池 新聞代 (地方・ブロック紙) 月謝 自
 動車教習料 映画観覧料 ゴルフ練習料金 ゴルフプレー料 テニスコート使用料
 プール使用料 ポウリングゲーム代 マージャン遊技料 美術館入館料 (公立) カ
 ラオケルーム使用料 写真焼付代 ビデオソフトレンタル料 獣医代 入浴料 理髪
 料 パーマネント代 ヘアカット代 ヘアカラーリング代 電気かみそり 齒ブラ
 シ 化粧石けん シャンプー 歯磨き ヘアーリンス ヘアカラーリング代 整髪料 ヘア
 トニック クリーム 化粧水 ファンデーション 口紅 乳液 男子洋傘 通学用か
 ばん ハンドバッグ 旅行用かばん 指輪 腕時計 ハンカチーフ 時計修理代 印
 鑑証明手数料 戸籍抄本手数料 パスポート取得料 保育所保育料 通所介護料

中野正三
四 主たる事務所の所在地
十和田市大字三本木字並木西四二九の四

五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、まちづくり、文化芸術、国際協力、子どもの健
全育成等に関する事業を行い、共生と生きがいのある社会づくりに寄与することを
目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による
 大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法
 第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアドゥ

二 大規模小売店舗の名称及び住所並びに代表者の氏名
 1 八戸市沼館四丁目七の一一二外
 八戸市沼館四丁目七の一一二
 代表取締役 飛岡博明

2 福田道路株式会社
 代表取締役 福田勝之
 新潟県新潟市川岸町一丁目五三の一
 代表取締役 福田勝之

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社イトヨーカ堂
 東京都港区芝公園四丁目一の四
 代表取締役 鈴木敏文 外二十者

2 日本トイザらス株式会社
 神奈川県川崎市幸区堀川町五八〇

- 3 代表取締役社長 田崎學
株式会社ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一
代表取締役社長 山田昇
有限会社石橋ガラス工房
八戸市是川字金ヶ坂一八の九
代表取締役 石橋忠三郎

四 変更しようとする事項

3 代表取締役社長 田崎學
株式会社ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一
代表取締役社長 山田昇
有限会社石橋ガラス工房
八戸市是川字金ヶ坂一八の九
代表取締役 石橋忠三郎

3 平成十三年十二月二十八日から平成十四年四月二十八日まで
時間 午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成十四年四月二十八日

- 2 提出先
青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

第七次青森県職業能力開発計画の概要の公表

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第七条第一項の規定により第七次青森県職業能力開発計画を定めたので、同条第三項において準用する同法第五条第六項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

平成十三年十二月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

大規模小売店舗内の店舗面積 の合計	大規模小売店舗内に位置する事項 に大規模小売店舗の施設に関する事項	区 分		変更前	変更後	変更年月日
		駐輪場の位置 及び収容台数	駐車場の位置 及び収容台数			
一八、三六九平	一、五〇〇台	一、五〇〇台	二、一二九台	方メートル	二五、四一〇平	平成 四・八・三
一、一五四平方	一、五五六平方	二、二七台	"	方メートル	一、五〇〇台	平成 四・八・三
メートル	メートル	"	"	荷さばき施設 の位置及び面積	一、三五台	平成 四・八・三
トール	トール	六か所	六か所	廃棄物等の保 管及び設置の位 置及び容量	トール	平成 四・八・三
一二〇立方メー トル	二六三立方メー トル	一三か所	"	駐車場の自動 車の出入り口の位 置	一、一五四平方	平成 四・八・三
"	"	"	"	大規模小売店舗の運 送方法に関する事項	六か所	平成 四・八・三

※駐車場等の位置については、届出書の添付図面のとおり

五 届出年月日
平成十三年十二月二十八日

六 届出書及び添付書類の縦覧

第7次青森県職業能力開発計画の概要

1 計画の策定の根拠

職業能力開発促進法第7条の規定に基づき、職業能力の開発に関する基本となるべき計画を策定する。

2 計画の対象期間

平成13年度から平成17年度までの5年間

3 計画のねらい

経済のグローバル化の進展やITをはじめとした技術革新は、産業の融合、既存産業の衰退、新規分野の創出等を生じさせ、企業のあり方や産業構造を大きく変えつつあり、職業能力開発行政は、こうした情勢の変化に的確に対応することが求められていることから、21世紀の輝くおもりを担う人材を育成するために、時代に即応し、生涯において能力を發揮できるよう多様で体系的に行われる職業能力開発施策を推進し、職業の安定と労働者の地位を向上させ、県内産業の発展と県民のための福祉の向上を目指す。

4 計画の特徴

- ① 国の職業能力開発基本計画に即応しつつ、県独自の施策をできるだけ盛り込んだ。
- ② 第6次計画では、技能労働者を量的に確保するために基礎的技術・技能を習得する職業訓練に重点が置かれていたが、第7次計画では時代の変化に対応しうるよう高度技能者の養成と新技術・技能の習得に重点を置いた。
- ③ 施策の実施主体を明記した。
- ④ 計画に図表を盛り込む等わかりやすい表現にした。

5 主要新規施策

(1) クリスタルバレイ構想に係る人材養成の推進

液晶に関して幅広い分野の中でも半永久的なコア技術となる分野において、国際的な人材不足に対応するため、国際貢献をも付与された人材の養成を推進する。

(2) 県立高等技術専門校の整備

高度技能者を養成するため県立高等技術専門校の2年課程への移行、新技術・技能を習得させるため訓練科目を適時適切に見直しを行うとともに、施設、設備等の充実を図るため統合を行う。

(3) 「子どもの文化」を育むための「子どもの匠」づくりの推進

ものづくり振興のため、将来の産業経済の担い手となる子どもたちに「ものづくり体験」を通じて「ものづくり」の楽しさ、技能の大切さを学ばせ、科学的なものの見方や考え方を培う「科学する心」を育む機会と場づくりのため「子ども匠」づくりを推進する。

(4) 県立障害者職業訓練校の充実強化

今後の技術革新の変化と訓練ニーズに対応し、訓練科目を適時適切に見直しを行なうとともに、知的障害者に対する職業能力の開発及び向上を図るために特別な訓練コースの設置を検討する。

(5) 生涯職業能力開発センター(仮称)の開設

技術・技能研修、労使双方のニーズ情報の収集、提供、能力開発に関する相談、支援等生涯職業能力開発の総合的支援を行うため生涯職業能力開発センターを開設する。

(6) 人材育成のための関係機関連絡会議の設置

関係機関や事業主団体等相互の連携を強化するため、産学官の関係機関(工業系大学、高等学校、職業安定機関、事業主団体、職業能力開発機関、民間教育機関等)をメンバーとする人材育成のための関係機関連絡会議を設置する。

6 計画の体系図

別紙のとおり

別紙

第7次青森県職業能力開発計画体系

実施目標	主要課題	施策の内容
1 労働者の質的向上	[1] クリスタルバレイ——構想推進に係る先端技術者の養成 [2] 高度技能者の養成及び新技術・技能の習得	〔1〕人材養成の推進 〔2〕県立高等技術専門校の整備 〔3〕青森職業能力開発短期大学校の充実 〔4〕認定職業能力開発校の整備 〔5〕企業内訓練の充実 〔6〕職業訓練指導員の資質向上
2 労働者の生涯職業能力の向上	[1] 若年者訓練の充実 [2] 在職者訓練の充実 [3] 中高年齢者訓練の充実 [4] ホワイトカラー訓練の充実 [5] 離転職者訓練の充実 [6] 自己啓発への環境づくり	〔1〕地域ニーズにあった教育訓練の展開と職業人としての意識づくりの形成 〔2〕インターンシップの促進 〔3〕労働者の自発性を重視した職業能力開発の推進 〔4〕認定職業能力開発校の活用と内容の充実 〔5〕キャリアに応じたきめ細かな訓練の実施 〔6〕技術革新の変化に適応する職業訓練の実施 〔7〕ビジネス・キャリア制度の活用 〔8〕アビリティガーデンネット（AGネット）の活用 〔9〕非自発的離職者等に対する職業訓練の充実 〔10〕キャリア、経験等を踏まえ社会経済情勢に適応する職業能力開発の推進 〔11〕キャリア形成の推進 〔12〕資格取得への支援
3 技能の振興と社会的評価の向上	[1] 技能検定制度の普及及活用 [2] ものづくり振興に係る環境整備 [3] 高度熟練技能の継承	〔1〕県独自の表彰制度等の検討 〔2〕技能士会の拡充 〔3〕「こどもの文化」を育むための「こどもの匠」づくりの推進 〔4〕各種技能競技大会の参加推進と拡充 〔5〕高度熟練技能活用促進事業の推進 〔6〕高度熟練技能の継承に係る事業主団体等の取組への支援
4 障害者に対する職業能力開発の充実	[1] ノーマライゼーションの観点からの支援 [2] 在職者訓練等の積極的な実施	〔1〕県立高等技術専門校等での障害者の受け入れ推進 〔2〕県立障害者職業訓練校の充実強化 〔3〕技術革新の進展に適応した技能・技術習得の支援 〔4〕中途障害者の職業転換に的確に対応できる職業訓練の実施
5 職業能力開発の環境整備	[1] 多様な教育訓練機会の拡充 [2] 地域の職業能力開発の環境整備	〔1〕職業能力開発総合相談窓口の活用促進 〔2〕教育訓練施設の開放 〔3〕夜間職業訓練の実施の検討 〔4〕生涯職業能力開発センター（仮称）の開設 〔5〕地域職業訓練センターの活用 〔6〕青森地域人材育成総合センターの活用 〔7〕職業能力開発施設等の相互交流
6 関係機関や事業主団体等相互の連携の強化	[1] 連携のためのネットワークづくり	〔1〕人材育成のための関係機関連絡会議の設置 〔2〕職業能力開発施設運営協議会等の積極的活用
7 國際時代に対応した職業能力開発の推進	[1] 外国人研修生の受け入れと国際的視野を有する技能・技術者の養成	〔1〕外国人研修生の積極的受け入れ 〔2〕若手技能・技術者及び職業訓練指導員の海外研修の検討

凍として時を見据え、二十一世紀の輝くあおもりを担う人材育成を目指します

十和田土木事務所告示第十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び六戸町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十二月二十八日

出先機関

公安委員会

青森県公安委員会告示第六十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年十二月二十八日

十和田土木事務所長 原田邦治

位 置	延 長	幅 員	指定年月日
上北郡六戸町大字折茂字今熊一の六及び一の四四六	一〇一・九七メートル	六・〇〇メートル	平成三・三・二一

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

平成十三年十二月五日現在における海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十三年十二月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一 東部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
五、三八七人

二 西部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
三、八二一人

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRパチンコシターメ	タイヨーエレック株式会社
同 右	CR北斗の拳	サミー株式会社
同 右	CRダイナマイ娘V	株式会社大一商会
同 右	CRファーバードデカザウルス	株式会社三共
同 右	PCRファーバーおとぎランドG	株式会社ダイドー
同 右	ファーバーマリンDX	株式会社ニューギン
同 右	PCRバリバリ猛レースJ	

同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	回胴式遊技機	同 右	同 右	CRスープーファインプレー
火山	ヴィンテージ —30	サルカニ	テントウムシ	デカナナ—30	デカナナ3	ドルバコ	CRボクボク坊主Z	スープーファインプレーMVP	同 右	同 右	マルホン工業株式会社
太陽電子株式会社	同 右	同 右	同 右	同 右	ベルコ株式会社	株式会社メーシー販売	株式会社ネット	同 右	同 右	同 右	同 右

青森市長島二丁目一番一号 青森県	発行所・发行人
青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)
定価小口一枚三付十七円八十五銭